

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-122
処分の種類	緑地保全地域における要届出行為の禁止、制限、措置命令			
根拠法令条例等・条項	都市緑地法第8条第2項			
処分の概要	緑地保全地域の保全のために必要があると認められる場合における当該地域内の要届出行為者に対する行為の禁止、制限、必要な措置命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化するのが困難。)			
基準の制定根拠	—			